

環境省における諸外国調査について

平成 28 年 6 月

環境省

1. 調査実施対象国

- ・ イギリス
(環境食料農村地域省 平成 28 年 2 月訪問)
- ・ ドイツ
(環境自然保護建設原子炉安全省及び環境庁 平成 28 年 3 月訪問)
- ・ フランス
(環境エネルギー海洋省 平成 28 年 3 月訪問)
- ・ アメリカ
(環境保護庁 平成 28 年 3 月訪問)

2. 諸外国の状況 (速報)

別紙

3. 今後の予定

平成 28 年秋頃を目途に課長級会議において具体的なフォローアップの方法について検討することに向けて、環境省において調査結果を取りまとめる予定。

(別紙)

		イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
根拠	名称 (策定年月)	気候変動法 (2008. 11)	閣議決定 (2011. 8) (2015. 11)	環境グルネル法 (2009. 8)	気候変動の合衆国への影響 に対する準備に関する大統領 令 13653 (2013. 11) 連邦政府の持続可能性のため の今後 10 年間での対策に関 する大統領令 13693(2015. 3) ※1
	戦略 (策定年月)	英国気候変動適応行動 枠組(2008. 7)	気候変動適応戦略 (2008. 12)	国家気候変動適応戦略 (2006. 11)	—
計画	名称 (策定年月)	国家適応プログラム (2013. 7)	適応戦略行動計画 (2011. 8) 第 2 次適応戦略行動計画 (2015. 11)	国家気候変動適応計画 2011-2015(2011. 7)	政府関係機関ごとの適応計 画(2013. 2) ※2
	策定主体	英国政府 (環境・食料・農村地域 省、保健省が取りまと め)	ドイツ連邦政府 (環境・自然保護・建設・ 原子炉安全省が取りまと め)	環境・エネルギー・海洋省 ※3	各機関(エネルギー省、農務 省他合計 33 機関)(環境諮問 委員会および行政管理予算 局に提出し承認を得る)
	見直し時 期	5 年単位	戦略、計画、報告書に記 載なし	5 年単位	4 年毎に改訂される国家気 候評価に関する報告書の公 表から 1 年以内に更新
	進捗管理 状況	進捗報告書 (第 1 回) (2015. 6)	適応戦略モニタリング報 告書(2015. 2) 適応戦略進捗報告書 (2015. 11)	中間評価報告書 (2013. 6) 最終評価報告書 (2015. 11)	各機関が毎年更新する「戦略 的かつ持続可能な行動計画」 で報告(適応計画に関する進 捗があった場合)
	評価機関 (委員会等)	適応小委員会	政府内適応ワーキンググ ループ (全省庁)	国立温暖化影響観測所 (モニタリング実施主体) 適応計画評価委員会 (進捗評価実施主体)	計画を策定した各機関
	関係省庁 間の連携	Domestic Adaptation Board	政府内適応ワーキンググ ループ (全省庁)	—	省庁間の政策調整を行う委 員会(Council)
影響評価	名称 (策定年月)	気候変動リスク評価 (2012. 1)	気候変動に対する脆弱性 (2015. 11)	気候変動:影響のコストと適 応の道筋 (2009. 9)	第 3 次国家気候評価 (2014. 5)

※1：2009 年 10 月に発令された「環境・エネルギー及び経済における連邦政府のリーダーシップに関する大統領令 13514」は、2015 年 3 月に発令された「今後 10 年間の合衆国の持続可能のための計画に関する大統領令 13693」に置換された。

※2：米国の政府関係機関ごとの適応計画は、厳密には「戦略的かつ持続可能な行動計画」の一部として公表されている。

※3：適応計画策定時の名称は「環境・持続可能開発・交通・住宅省」であった。